

都道府県道路交通法施行細則 又は 道路交通規則における 積雪、凍結時の防滑措置

(平成29年8月現在)

北海道道路交通法施行細則 第12条第2号

積雪し、又は凍結している道路において、自動車若しくは原動機付自転車を運転するときは、スノータイヤを全車輪に装着し、又はタイヤ・チェーンを取り付ける等滑り止めの措置を講ずること。

青森県道路交通規則 第16条第1号

積雪又は凍結のため、すべるおそれのある道路において自動車又は原動機付自転車を運転するときは、次のいずれかに該当するものであること。

- イ 駆動輪（他の車両を牽引するものにあつては、被牽引車の最後軸輪を含む。）の全タイヤに鎖その他のすべり止めの装置を取り付けること。
- ロ 全車輪に、すべり止めの性能を有する雪路用タイヤを取り付けること。

岩手県道路交通法施行細則 第14条第6号

積雪し、又は凍結している道路において、駆動輪（他の車両を牽引する場合にあつては、被牽引車の最後部の軸輪を含む。）のすべてのタイヤに鎖を取り付けること、雪路用タイヤ（雪路用タイヤとして製作されたもので接地面の突起部が50パーセント以上摩耗していないものに限る。）を全車輪に取り付けることその他の滑り止めの方法を講じないで自動車（小型特殊自動車を除く。）又は原動機付自転車を運転しないこと。

宮城県道路交通規則 第14条第1号

積雪又は凍結のため、滑るおそれのある道路において、タイヤに鎖又は全車輪に滑り止めの性能を有するタイヤ（接地面の突出部が50パーセント以上摩耗していないものに限る。）を取り付けるなど滑り止めの方法を講じないで、三輪以上の自動車（側車付きの二輪の自動車及び小型特殊自動車を除く。）を運転しないこと。

秋田県道路交通法施行細則 第11条第5号

積雪又は凍結のため滑るおそれのある道路において、自動車（小型特殊自動車を除く。）又は原動機付自転車を運転するときは、全車輪に滑り止めの性能を有するタイヤ（接地面の突出部が50パーセント以上摩耗していないものに限る。）又は鎖を取り付ける等滑り止めの措置を講ずること。この場合において、被けん引車は、そのけん引する自動車の一部とみなす。

山形県道路交通規則 第15条第1号

積雪又は凍結のため、滑るおそれのある道路において自動車（小型特殊自動車を除く。）又は原動機付自転車を運転するときは、タイヤ・チェーンを取り付け、又は全輪にスノータイヤ（接地面の突出部が50パーセント以上摩耗していないものに限る。）を取り付ける等滑り止めの措置を講ずること。

福島県道路交通規則 第11条第1号

積雪又は凍結している道路において、駆動輪（他の車両に牽引される車両にあつては後輪）にタイヤチェーン又は全輪にスノータイヤ（接地面の突出部の摩耗が50パーセント以下のものに限る。）を取りつける等すべり止めの措置を講じないで自動車（小型特殊自動車を除く。）又は原動機付自転車を運転しないこと。

東京都道路交通規則 第8条第6号

積雪又は凍結により明らかにすべると認められる状態にある道路において、自動車又は原動機付自転車を運転するときは、タイヤチェーンを取り付ける等してすべり止めの措置を講ずること。

茨城県道路交通法施行細則 第13条第4号

積雪又は凍結している道路において自動車（二輪のものを除く。）を運転するときは、雪路用タイヤを用い、又はタイヤにチェーン取り付けするなど滑り止めの装置を講ずること。

栃木県道路交通法施行細則 第13条第2号

積雪又は凍結のためすべるとおそれのある道路で自動車（二輪の自動車を除く。）を運転するときは、タイヤに鎖を巻く等すべり防止の措置を講ずること。

群馬県道路交通法施行細則 第25条第9号

積雪又は凍結のため滑るとおそれのある道路において自動車又は原動機付自転車を運転するときは、前又は後の駆動輪のタイヤに鎖等の滑り止め装置を施し、又は雪路用タイヤを用いること。

埼玉県道路交通法施行細則 第10条第9号

積雪又は凍結によりすべるとおそれがあると認められる道路において、自動車（大型自動二輪車及び普通自動二輪車を除く。）を運転するときは、駆動輪にタイヤチェーンを取り付ける等すべり止めの措置を講ずること。

千葉県道路交通法施行細則 第9条第6号

積雪又は凍結によりすべるとおそれのある道路において自動車を運転するときは、タイヤ・チェーンをとりつける等すべり止めの措置を講ずること。

神奈川県道路交通法施行細則 第11条第1号

3輪以上の自動車が積雪の場所を通行するときは、タイヤに鎖を巻き、又は特殊タイヤを用いる等して、滑るとおそれのないようにすること。

新潟県道路交通法施行細則 第12条第1号

積雪又は凍結のため、すべるとおそれのある道路において自動車又は原動機付自転車を運転するときは、次のいずれかに該当するすべり止めの措置を講ずること。

- イ 駆動輪（他の車両をけん引するものにあつては、被けん引車の最後軸輪を含む。）の全タイヤに鎖等を取り付けること。
- ロ 全車輪に、すべり止めの性能を有する雪路用タイヤを取り付けること。

山梨県道路交通法施行細則 第10条第2号

積雪又は凍結している道路においては、タイヤチェーン又はスノータイヤその他の防滑タイヤを取付ける等有効なすべり止めの措置を講じないで車両（軽車両を除く。）を運転しないこと。この場合、道路状況に応じてタイヤチェーン又はスノータイヤその他の防滑タイヤを全駆動輪に用いること。

長野県道路交通法施行細則 第14条第2号

積雪又は凍結している道路において自動車（二輪のものを除く。）を運転するときは、タイヤ・チェーン又は防滑タイヤ（滑り止めの性能を有するタイヤをいう。以下この号において同じ。）を用いる等滑り止めの処置を講ずること。この場合、タイヤ・チェーンを用いるときは両側の後輪（前輪駆動により走行するものは前輪）、防滑タイヤを用いるときは全輪とすること。

静岡県道路交通法施行細則 第9条第1号

自動車(二輪のものを除く。)は、積雪又は凍結している道路を通行するときは、タイヤに鎖を巻くか、又は雪上用タイヤを用いる等して、すべり止めの措置を講ずること。

富山県道路交通法施行細則 第17条第3号

積雪又は凍結している道路において、車両(軽車両を除く。)を運転するときは、タイヤチェーン又は滑り止め用特殊タイヤを取りつけるなど、路面の状況に応じ有効な滑り止め装置を講ずること。ただし、タイヤチェーンについては、前車輪又は後車輪に取りつけければ足りる。

石川県道路交通法施行細則 第12条第1号

積雪又は凍結している道路において、自動車又は原動機付自転車を運転するときは、雪道用タイヤ(滑り止め性能を有する雪道用タイヤで接地面の突出部が五十パーセント以上摩耗していないものに限る。)を全車輪に装着し、又はタイヤチェーン等を駆動輪(すべての車輪が駆動するものにあつては、前軸輪又は後軸輪)及び被けん引車の最後部の軸輪に取り付けて滑り止めの措置を講ずること。

福井県道路交通法施行細則 第16条第2号

積雪または凍結している道路において、自動車または原動機付自転車を運転するときは、雪道用タイヤ(滑り止めの性能を有する雪道用のタイヤで接地面の突出部が五十パーセント以上摩耗していないものに限る。)を全車輪に装着し、またはタイヤチェーン等を駆動輪(他の車両をけん引するものにあつては、被けん引車の最後部の軸輪を含む。)の全タイヤ(全車輪が駆動するものにあつては、前輪または後輪のいずれかの全タイヤ)に取り付けて滑り止めの措置を講ずること。

岐阜県道路交通法施行規則 第12条第4号

積雪又は凍結している道路において、自動車(二輪のものを除く。)を運転するときは、タイヤにチェーンを取り付ける等すべり止めの措置を講ずること。

愛知県道路交通法施行細則 第7条第5号

積雪又は凍結のため滑るおそれのある道路において自動車(二輪のものを除く。)を運転するときは、タイヤ・チェーンを取り付ける等滑り止めの措置を講ずること。

三重県道路交通法施行細則 第16条第5号

積雪又は凍結している道路においては、タイヤチェーン、スノータイヤその他の有効なすべり止めの措置を講じないで自動車(二輪の自動車を除く。)を運転しないこと。

滋賀県道路交通法施行細則 第14条第1号

積雪または凍結している道路において、自動車(二輪の自動車を除く。)を運転するときは、タイヤ・チェーン等をとりつけ、すべり止めの措置を講ずること。

京都府道路交通規則 第12条第5号

積雪又は凍結している道路において、自動車(2輪のものを除く。)を運転するときは、滑り止めの措置としてタイヤ・チェーン、スノータイヤ(凍結している道路を除く。)等を使用すること。

大阪府道路交通規則 第13条第7号

積雪又は凍結のため滑るおそれのある道路において自動車を運転するときは、タイヤチェーンを取り付ける等滑り止めの措置を講ずること。

兵庫県道路交通法施行細則 第9条第3号

積雪又は凍結している道路において、自動車（小型特殊自動車を除く。）又は原動機付自転車を運転するときは、スノー・タイヤ（接地面の突出部が50パーセント以上摩耗していないものに限る。）を全車輪に装着し、又はタイヤ・チェーンを取り付ける等効果的な滑り止めの措置を講ずること。

奈良県道路交通法施行細則 第15条第3号

積雪または凍結している道路において、自動車（二輪を除く。）を運転するときは、タイヤチェーンを取り付け又は雪路用タイヤ（雪路用タイヤとして作られたもので、接地面の突出部が摩耗していないものに限る。）を取り付ける等すべり止めの措置を講ずること。

和歌山県道路交通法施行細則 第12条第2号

積雪又は凍結している道路において自動車又は原動機付自転車を運転するときは、スノータイヤ、スタッドレスタイヤ又はタイヤチェーンを取り付けるなどすべり止めの措置を講ずること。

鳥取県道路交通法施行細則 第9条第22項第1号

積雪又は凍結の状態にある道路において自動車を運転するときは、全車輪にスノータイヤ（接地面の突出部が50パーセント以上摩耗していないものに限る。）を装着し、又は駆動輪にタイヤチェーンを取り付ける等自動車のすべり止めに効果のある措置を講ずること。

島根県道路交通法施行細則 第15条第4号

積雪又は凍結している道路において自動車（小型特殊自動車及びキャタピラを有する車両を除く。）及び原動機付自転車を運転するときは、全車輪にスノータイヤ（効果限界線以上に磨滅していないものに限る。）又は駆動輪にタイヤチェーンを取付ける等有効な滑り止め措置を講ずること。

岡山県道路交通法施行細則 第10条第2号

積雪又は凍結している道路において自動車（二輪のものを除く。）を運転するときはタイヤチェーン等のすべり止めに効果のある装置を備え付けること。ただし、凍結時においてはスノータイヤは使用しないこと。

広島県道路交通法施行細則 第10条第2号

積雪又は凍結している道路において自動車（二輪のものを除く。）を運転するときは、駆動輪にタイヤチェーンを取り付け、又は全車輪にスタッドレスタイヤ若しくはスノータイヤ（接地面の突出部が50パーセント以上摩耗していないものに限る。）を装着する等路面の状況に応じ効果的な滑り止めの措置を講ずること。

山口県道路交通規則 第11条第4号

積雪し、又は凍結している道路において、滑り止めに効果のあるタイヤ・チェーン、スノータイヤ等を取り付けないで自動車（二輪のものを除く。）を運転しないこと。

香川県道路交通法施行細則 第20条第3号

積雪し、又は凍結している道路において、自動車（大型自動二輪車及び普通自動二輪車を除く。）を運転するときは、タイヤチェーンを取り付ける等滑り止めの措置を講ずること。

徳島県道路交通法施行細則 第14条第3号

積雪又は凍結している道路において、自動車（大型自動二輪車及び普通自動二輪車を除く。）を運転するときは、タイヤにタイヤチェーンを取り付け、又はスノータイヤを用いる等滑り止めの措置を講ずること。

愛媛県道路交通規則 第12条第2号

積雪し、又は凍結している道路において自動車を運転するときは、タイヤチェーン、スノータイヤ等すべり止めに効果のある装置を備え付けること。

高知県道路交通法施行細則 第11条第5号

積雪又は凍結をしている道路において自動車(二輪のものを除く。)を運転するときは、タイヤチェーン又はスノータイヤを取り付ける等滑り止めの措置を講ずること。

福岡県道路交通法施行細則 第14条第6号

積雪又は凍結をしている道路において、自動車又は原動機付自転車を運転するときは、滑り止めに必要な措置を講ずること。

佐賀県道路交通法施行細則 第11条第1号

積雪又は凍結している道路において、自動車(二輪のものを除く。)を運転するときは、タイヤ・チェーン又はスノー・タイヤをとりつける等すべり止めの措置を講ずること。

長崎県道路交通法施行細則 第14条第1号

積雪及び凍結している道路において自動車又は原動機付自転車を運転するときは、タイヤチェーン、スノータイヤ等を取り付けて滑り止めの措置を講ずること。

熊本県道路交通規則 第11条第6号

積雪又は凍結している道路において、自動車又は原動機付自転車を運転するときは、雪路タイヤ等を使用するか、タイヤチェーンをとりつけるなどすべり止めの措置を講ずること。

大分県道路交通法施行細則 第14条第2号

積雪又は凍結している道路において自動車を運転するときは、タイヤチェーン又はスノータイヤを取り付けるなど有効な滑り止めの措置を講ずること。

宮崎県道路交通法施行細則 第12条第1号

積雪又は凍結している道路において、自動車(二輪のものを除く。)を運転するときは、タイヤチェーン、スノータイヤ等を取り付けるなど、滑り止めの措置を講ずること。

鹿児島県道路交通法施行細則 第12条第4号

積雪又は凍結して滑るおそれのある道路において、自動車(二輪のものを除く。)を運転するときは、タイヤ・チェーン又はスノータイヤを取り付ける等滑り止めの措置を講ずること。